

平成21年9月30日

投資主各位

東京都千代田区一ツ橋二丁目4番3号  
日本ロジステイクスファンド投資法人  
執行役員 榮 坂 均

## 第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成21年10月19日（月曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 平成21年10月20日（火曜日）午後2時00分
2. 場 所： 東京都千代田区神田美土代町7番地  
ベルサール神田 ROOM1（住友不動産神田ビル3階）  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 投資主総会の目的である事項：

#### 決議事項

- 第1号議案： 規約一部変更の件
- 第2号議案： 資産運用委託契約一部変更の件
- 第3号議案： 執行役員1名選任の件
- 第4号議案： 補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案： 監督役員3名選任の件

以 上

---

(お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://8967.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行による投資証券等の電子化に対応するため、必要な字句等の修正を行うものであります。（現行規約第6条及び第8条並びに変更案第32条第6項）
- (2) 「租税特別措置法」（昭和32年法律第26号。その後の変更を含みます。以下同じです。）の改正により、投資法人に係る課税の特例を受けられるための要件の一つである借入先の定義が変更されたこと、投資法人の合併時の税務上の特例を受けられるための要件の新設等があったこと及び配当可能所得の用語が修正されたこと等に伴い、規定の新設その他必要な字句等の修正を行うものであります。（変更案第31条第6項、現行規約第37条第1項及び第39条第1号②）
- (3) 本投資法人の資産運用の基本方針の範囲内で必要と認められる資産への機動的な投資を可能とするため、資産運用の対象となる資産の種類について変更を行うものであります。（現行規約第32条第2項第6号及び変更案第32条第5項第3号）
- (4) 電磁的方法による投資主総会の招集に関する手続を明確化するために、必要な規定の新設を行うものであります。（変更案第14条第2項）
- (5) 「証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成19年政令第233号）の施行に伴う「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。）の改正を受けて、建物の賃借権を信託する信託受益権を投資対象に含めるために、必要な字句等の修正を行うものであります。（現行規約第32条第2項第4号、第36条第1項第2号及び同条第2項第2号）
- (6) デリバティブ取引に関する権利の評価方法の明確化を図るため、所要の変更を行うものであります。（現行規約第36条第1項第9号③）
- (7) 本投資法人は、内部成長戦略の一環として、賃貸マーケットにおい

て立地優位性があり、建物・設備更新により競争力向上が見込まれる場合や経年劣化により維持管理コスト負担が経済合理性に見合わない  
と判断される場合は、必要に応じて建替えを行うこととし、既に大東  
物流センターの一部建替事業に着手しておりますが、当該投資方針に  
つき「投資態度」を変更することにより明らかにするものであります。  
(変更案第31条第4項)

- (8) 上記(7)記載の建替事業にあたっては、本投資法人の資産運用業務  
を行う三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社(以下「運用  
会社」といいます。)との間で締結されている資産運用委託契約に規  
定する資産運用業務において想定されている既存物件の管理・運營業  
務の範疇を明らかに超える、建替事業に係る企画・立案・プロジェク  
ト管理等の一連の業務を運用会社が執行することから、その対価とし  
ての建替報酬の項目を新たに設けるものであります。(変更案別紙1  
(5))なお、かかる資産運用報酬の変更につきご承認いただいた後は、  
大東物流センターの一部建替事業にかかる建替報酬を資産運用会社に  
支払うことを予定しております。また、かかる報酬の変更を踏まえ、  
本投資法人と運用会社との間の平成17年2月22日付資産運用委託契約  
(以下「本資産運用委託契約」といいます。)の一部の変更を、本投  
資主総会の第2号議案として別途上程いたします。
- (9) 経過措置に定める効力発生日が到来したことに伴い、不要となる経  
過措置規定を廃止するものであります。(現行規約別紙1(1))
- (10) 運用報酬Ⅰの計算方法について、現行規約上、直前の決算期の翌日  
から3か月目の末日までの期間(計算期間Ⅰ)と、計算期間Ⅰの末日  
の翌日から決算期までの期間(計算期間Ⅱ)との二期に分けて計算す  
るものとしていることに合わせ、支払期限についても計算期間Ⅰ及び  
計算期間Ⅱの末日から一定期間内に支払うこととするものであります。
- (11) 特段の事情がある場合に、報酬額を引き下げることが可能とするこ  
とができるように、取得報酬、譲渡報酬について、本投資法人の役員  
会の承認を経た上で、現行規約上の報酬額を上限とする範囲内で決定  
した金額とすることができると定めることにより、上限の範囲内で減  
額することができるものであります。
- (12) その他、条文の削除に伴い条数の変更を行うとともに、字句等の変  
更、統一及び明確化を行うものであります。

## 2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 本投資法人は、日本ロジスティクスファンド投資法人（以下「<u>本投資法人</u>」<u>という。</u>）と称し、英文ではJapan Logistics Fund, Inc. と表示する。</p> <p>第3条 (本店の所在する場所) (記載省略)</p> <p>第4条 (公告の方法) (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第6条 (投資口の取扱いに関する事項) 本投資法人が<u>発行する投資証券の種類、投資主名簿（証券保管振替制度による実質投資主（以下「<u>実質投資主</u>」<u>という。</u>）に関する名簿（以下「<u>実質投資主名簿</u>」<u>という。</u>）を含む。以下同じ。）</u>への記載又は記録、<u>投資証券の再発行</u>その他の<u>手続並びにその手数料については、法令又は本規約</u>の他、役員会の定めるところによる。</p> <p>第8条 (投資主の請求による投資口の払戻し) 本投資法人は、<u>投資主（<u>実質投資主を含む。以下同じ。</u>）</u>の請求による投資口の払戻しを行わない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>第11条 (決議) 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合<u>の他</u>、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 本投資法人は、日本ロジスティクスファンド投資法人と称し、英文ではJapan Logistics Fund, Inc. と表示する。</p> <p>第3条 (本店の所在地) (現行のとおり)</p> <p>第4条 (公告方法) (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第6条 (投資口の<u>取扱い</u>に関する事項) 本投資法人の投資主名簿への記載又は記録その他の<u>投資口に関する取扱いの手続並びにその手数料については、法令又は本規約</u>の他、役員会の定めるところによる。</p> <p>第8条 (投資主の請求による投資口の払戻し) 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>第11条 (決議) 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合<u>を除き</u>、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第14条（電磁的方法による議決権の行使） 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時まで議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第16条（基準日）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 前項の他、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告し、一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき者とする事ができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員及び役員会 （記載省略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p>第26条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会において選任する。</p> <p>第27条（会計監査人の任期）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなす。</p>	<p>第14条（電磁的方法による議決権の行使）</p> <p>1. 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時まで議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。</p> <p>2. <u>電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p> <p>第16条（基準日）</p> <p>1. （現行のとおり）</p> <p>2. 前項の<u>規定にかかわらず</u>、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告し、一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき者とする事ができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員及び役員会 （現行のとおり）</p> <p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p>第26条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会<u>の決議によって</u>選任する。</p> <p>第27条（会計監査人の任期）</p> <p>1. （現行のとおり）</p> <p>2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がされなかったときは、<u>当該投資主総会</u>において再任されたものとみなす。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第6章 資産運用の対象及び方針 第31条（投資態度）</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略) (新設)</p> <p><u>4.</u> (記載省略) (新設)</p> <p>5. (記載省略)</p> <p>第32条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) 不動産、<u>土地</u>の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含む。）</p> <p>(5) (記載省略)</p>	<p>第6章 資産運用の対象及び方針 第31条（投資態度）</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p><u>4. 本投資法人は、賃貸マーケットにおいて立地優位性があり建物・設備更新により競争力向上が見込まれる場合、又は経年劣化に伴い維持管理コスト負担が経済合理性に見合わない</u>と判断される場合は、必要に応じて建替えを行うものとする。</p> <p><u>5.</u> (現行のとおり)</p> <p><u>6. 本投資法人は、その有する資産の総額のうちを占める租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含む。）第22条の19に規定する不動産等の価額の割合が100分の70以上となるようにその資産を運用するものとする。</u></p> <p><u>7.</u> (現行のとおり)</p> <p>第32条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 不動産、<u>不動産</u>の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含む。）</p> <p>(5) (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(6) 当事者の一方が相手方の行う<u>不動産又は不動産の賃借権及び地上権のみの資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</u></p> <p>(7) (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p> <p>5. 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(6) 当事者の一方が相手方の行う<u>前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</u></p> <p>(7) (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>4. (現行のとおり)</p> <p>5. 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) <u>地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含む。）に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</u></p> <p>6. <u>金融商品取引法第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、本条第2項から第5項を適用するものとする。</u></p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>第35条（組入資産の貸付け）</p> <p>1. 本投資法人は、特定資産である不動産について、運用を図ることを目的とし第三者との間で賃貸借契約を締結し貸付を行うことを原則とし、特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については当該信託の受託者に第三者との間で賃貸借契約を締結させ貸付けを行うことを原則とする。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 資産の評価</p> <p>第36条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 第32条第2項第4号に定める不動産、<u>土地</u>の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権 信託財産が第1号に掲げる資産の場合は第1号に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>	<p>第35条（組入資産の貸付け）</p> <p>1. 本投資法人は、特定資産である不動産について、運用を図ることを目的とし第三者との間で賃貸借契約を締結し貸<u>付</u>けを行うことを原則とし、特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については当該信託の受託者に第三者との間で賃貸借契約を締結させ貸付けを行うことを原則とする。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 資産の評価</p> <p>第36条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 第32条第2項第4号に定める不動産、<u>不動産</u>の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権 信託財産が第1号に掲げる資産の場合は第1号に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 第32条第2項第5号に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(4) 第32条第2項第6号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>	<p>(3) 第32条第2項第5号に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(4) 第32条第2項第6号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(5) 第32条第2項第7号に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産である匿名組合出資持分について第4号に従った評価を行い、金融資産及び負債については一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(6) (記載省略)</p> <p>(7) (記載省略)</p> <p>(8) 第32条第4項第12号に定める金銭の信託の受益権 投資運用する資産に応じて、第1号乃至第7号、第9号及び第10号に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(9) 第32条第4項第13号に定めるデリバティブ取引に係る権利</p> <p>① (記載省略)</p> <p>② (記載省略)</p>	<p>(5) 第32条第2項第7号に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産である匿名組合出資持分について第4号に従った評価を行い、金融資産及び負債については一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) (現行のとおり)</p> <p>(8) 第32条第4項第12号に定める金銭の信託の受益権 投資運用する資産に応じて、第1号乃至第7号、第9号及び第10号に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(9) 第32条第4項第13号に定めるデリバティブ取引に係る権利</p> <p>① (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>③上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとする。</p> <p>(10) その他 上記に定めがない場合は、投信法、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 不動産、地上権又は<u>土地</u>の賃借権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が本項第1号に掲げる資産については本項第1号に従った評価を、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>③上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに<u>金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップの特例処理の要件を満たす取引については、特例処理を適用することができるものとする。</u></p> <p>(10) その他 上記に定めがない場合は、投信法、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 不動産、地上権又は<u>不動産</u>の賃借権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が本項第1号に掲げる資産については本項第1号に従った評価を、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>3. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第8章 借入れ及び投資法人債の発行 第37条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下本条において同じ。）の発行を行うことがある。なお、資金を借り入れる場合は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。</p> <p>2. 前項に係る借入れ及び投資法人債により<u>收受</u>した金銭の用途は、資産の取得、修繕、分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金及び保証金の返還並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等とする。</p> <p>3. （記載省略）</p> <p>4. （記載省略）</p>	<p>第8章 借入れ及び投資法人債の発行 第37条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下本条において同じ。）の発行を行うことがある。なお、資金を借り入れる場合は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）</u>）（以下「<u>租税特別措置法</u>」という。）第67条の15に規定する機関投資家に限る。）からの借入れに限るものとする。</p> <p>2. 前項に係る借入れ及び投資法人債により<u>調達</u>した金銭の用途は、資産の取得、修繕、分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金及び保証金の返還並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等とする。</p> <p>3. （現行のとおり）</p> <p>4. （現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第9章 計算</p> <p>第39条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>（1）利益の分配</p> <p>①投資主に分配する金銭の総額のうち、投信法第136条に定める利益の金額は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に準拠して計算される<u>もの</u>とする。</p> <p>②分配金額は、原則として租税特別措置法（昭和32年法律第26号。<u>その後の改正を含む。</u>）第67条の15第1項（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能<u>所得</u>の金額の100分の90に相当する金額を<u>超えて</u>分配するものとする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第9章 計算</p> <p>第39条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>（1）利益の分配</p> <p>①投資主に分配する金額の総額のうち、投信法第136条に定める利益の金額は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に準拠して計算される<u>利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいう。）の金額</u>とする。</p> <p>②分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能<u>利益</u>の額の100分の90に相当する金額を<u>超える</u>ものとする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 利益を超えた金銭の分配  本投資法人は、利益の金額が配当可能所得の金額の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、当該営業期間の減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。また、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>(3) 分配金の分配方法  本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>第10章 業務及び事務の委託  (記載省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(2) 利益を超えた金銭の分配  本投資法人は、利益の金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、当該営業期間の減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。また、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>(3) 分配金の分配方法  本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) (現行のとおり)</p> <p>第10章 業務及び事務の委託  (現行のとおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙1 資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>制定 平成17年2月18日            変更 平成17年3月2日            変更 平成18年11月22日            変更 平成19年10月22日</p> <p>別紙1</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬            (記載省略)</p> <p>(1) 運用報酬 I            本投資法人の直前の決算日の翌日から3か月目の末日までの期間(以下「計算期間 I」という。)及び計算期間 I の末日の翌日から決算日までの期間(以下「計算期間 II」という。)毎に、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に年率0.5%を乗じた額(1年365日として当該計算期間の実日数による日割計算)を上限とする。            「計算期間 I」における総資産額            本投資法人の直前の営業期間の決算日付の貸借対照表(投信法第131条第1項の承認を受けたものに限る。以下「貸借対照表」という。)に記載された総資産額。            「計算期間 II」における総資産額            (記載省略)            「計算期間 I」に対する報酬額と「計算期間 II」に対する報酬額の合計を決算日より2か月以内に支払うものとする。</p>	<p>別紙1 資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>制定 平成17年2月18日            変更 平成17年3月2日            変更 平成18年11月22日            変更 平成19年10月22日            変更 <u>平成21年10月20日</u></p> <p>別紙1</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬            (現行のとおり)</p> <p>(1) 運用報酬 I            本投資法人の直前の決算期の翌日から3か月目の末日までの期間(以下「計算期間 I」という。)及び計算期間 I の末日の翌日から決算期までの期間(以下「計算期間 II」という。)毎に、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に年率0.5%を乗じた額(1年365日として当該計算期間の実日数による日割計算)を上限とする。            「計算期間 I」における総資産額            本投資法人の直前の営業期間の決算期付の貸借対照表(投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下「貸借対照表」という。)に記載された総資産額。            「計算期間 II」における総資産額            (現行のとおり)            「計算期間 I」に対する報酬額を<u>計算期間 I の末日より2か月以内に、</u>            「計算期間 II」に対する報酬額を決算期より2か月以内に<u>それぞれ支払うものとする。</u></p>



現 行 規 約	変 更 案
<p><u>上記にかかわらず、本投資法人の設立当初の第1期の営業期間に係る運用報酬Ⅰについては、以下に定める方法及び時期にて支払うものとする。</u></p> <p><u>第1期の決算日において本投資法人が所有する運用資産について、各資産に係る取得価額に年率0.5%を上限とする率を乗じた金額に、本投資法人が運用資産を取得した日から当該決算日までの経過日数を乗じ365日で除して得られる金額（1円未満切捨て）の合計額を当該決算日より2か月以内に支払うものとする。</u></p> <p>(2) 運用報酬Ⅱ 本投資法人の決算日毎に算定される当該営業期間における本投資法人の不動産賃貸事業収益の合計から不動産賃貸事業費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）の合計を控除した金額の5%に相当する金額を上限とする。 当該報酬は、各決算日より3か月以内に支払うものとする。</p> <p>(3) 取得報酬 本投資法人が投資法人規約第6章の「資産運用の対象及び方針」に定める不動産等の特定資産を取得した場合において、その取得価額の0.7%に相当する金額を当該特定資産の引渡し後1か月以内に支払うものとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(2) 運用報酬Ⅱ 本投資法人の決算期毎に算定される当該営業期間における本投資法人の不動産賃貸事業収益の合計から不動産賃貸事業費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）の合計を控除した金額の5%に相当する金額を上限とする。 当該報酬は、各決算期より3か月以内に支払うものとする。</p> <p>(3) 取得報酬 本投資法人が投資法人規約第6章の「資産運用の対象及び方針」に定める不動産等の特定資産を取得した場合において、その取得価額の0.7%に相当する金額を当該特定資産の引渡し後1か月以内に支払うものとする。<u>ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、前記の金額を上限とする範囲内で決定した金額とすることができる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(4) 譲渡報酬 本投資法人が不動産等の特定資産を譲渡した場合において、その譲渡価額の0.5%に相当する金額を当該特定資産の引渡し後1か月以内に支払うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(4) 譲渡報酬 本投資法人が不動産等の特定資産を譲渡した場合において、その譲渡価額の0.5%に相当する金額を当該特定資産の引渡し後1か月以内に支払うものとする。<u>ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、前記の金額を上限とする範囲内で決定した金額とすることができる。</u></p> <p>(5) 建替報酬 <u>本投資法人が不動産等の特定資産を建て替えた場合において、その建替えに係る工事価額の0.7%に相当する金額を当該建替工事により完成した特定資産の引渡し後1か月以内に支払うものとする。ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、前記の金額を上限とする範囲内で決定した金額とすることができる。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

## 第2号議案 資産運用委託契約一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 本資産運用委託契約について、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第66号）が施行され、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号。その後の変更を含みます。以下同じです。）その他投資法人に関わる法令が整備・改正されたこと等に伴い、本資産運用委託契約と関係法令との字句等の統一を図るため、本資産運用委託契約の全般に亘って所要の変更を行うものであります。
- (2) 本投資法人は、内部成長戦略の一環として、賃貸マーケットにおいて立地優位性があり、建物・設備更新により競争力向上が見込まれる場合や経年劣化により維持管理コスト負担が経済合理性に見合わない判断される場合は、必要に応じて建替えを行うこととし、既に大東物流センターの一部建替事業に着手していることから、資産の運用に関連し又は付随する業務の中に、建替え工事に係る業務を追加するものであります。  
(変更案第3条第4項)
- (3) 第1号議案記載の規約の一部変更に伴い、投資方針及び投資制限の変更その他字句の修正を行うとともに、条文の整備等のために所要の変更を行うものであります。
- (4) なお、本議案の決議は、第1号議案の規約の一部変更が承認可決されることを条件とします。

### 2. 変更の内容

現行の本資産運用委託契約を、次のとおり変更しようとするものであります。

(下線は変更部分)

現 行 契 約	変 更 案
第1章 業務委託 第3条 (資産運用業務)	第1章 業務委託 第3条 (資産運用業務)
1. (記載省略)	1. (現行のとおり)
2. (記載省略)	2. (現行のとおり)
3. (記載省略)	3. (現行のとおり)

現 行 契 約	変 更 案
<p>4. 運用会社は、前各項に定める業務のほか、委託者の資産の運用に関連し又は付随する業務を行うことができる。</p>	<p>4. 運用会社は、前各項に定める業務のほか、委託者の資産の運用に関連し又は付随する業務（<u>保有不動産等の建替え工事に係る企画・立案・プロジェクト管理等の業務を含む。</u>）を行うことができる。</p>
<p>第4条（資金調達業務）</p>	<p>第4条（資金調達業務）</p>
<p>1. 運用会社は、委託者が行う投資口の追加発行、投資法人債の発行、借入れ若しくは借換え、又はこれらに類似する資金調達行為（以下、これらを併せて「資金調達」という。）に関し、委託者のために必要な業務を行うものとする。</p>	<p>1. 運用会社は、委託者が行う投資口を引き受ける者の募集、投資法人債（<u>短期投資法人債を含む。</u>）の発行、借入れ若しくは借換え、又はこれらに類似する資金調達行為（以下、これらを併せて「資金調達」という。）に関し、委託者のために必要な業務を行うものとする。</p>
<p>2. 運用会社は、委託者のために、委託者が発行する投資証券の上場を行う場合における当該上場の申請、その他上場に関する業務を行うものとする。</p>	<p>2. 運用会社は、委託者のために、委託者が発行する投資証券（<u>社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社振法」という。）に定める振替投資口を含む。以下同じ。</u>）の上場を行う場合における当該上場の申請、その他上場に関する業務を行うものとする。</p>
<p>3. (記載省略)</p>	<p>3. (現行のとおり)</p>
<p>4. (記載省略)</p>	<p>4. (現行のとおり)</p>
<p>5. (記載省略)</p>	<p>5. (現行のとおり)</p>
<p>第2章 契約期間</p>	<p>第2章 契約期間</p>
<p>第6条（契約期間）</p>	<p>第6条（契約期間）</p>
<p>本契約は、<u>委託者が投信法に基づく登録を完了した日に効力を生ずるものとし、期間は定めないものとする。</u></p>	<p>本契約について、期間は定めないものとする。</p>
<p>第9条（委託者による契約の解約）</p>	<p>第9条（委託者による契約の解約）</p>
<p>1. (記載省略)</p>	<p>1. (現行のとおり)</p>
<p>(1) (記載省略)</p>	<p>(1) (現行のとおり)</p>
<p>(2) (記載省略)</p>	<p>(2) (現行のとおり)</p>

現 行 契 約	変 更 案
<p>(3) 運用会社につき、支払停止、破産 手続開始、民事再生手続開始、会 社更生手続開始、<u>会社整理開始</u>又 は特別清算開始の申立て、手形交 換所における取引停止処分、重要 な財産に対する差押命令の送達等 の事由が発生した場合。</p>	<p>(3) 運用会社につき、支払停止、破産 手続開始、民事再生手続開始、会 社更生手続開始又は特別清算開始 の申立て、手形交換所における取 引停止処分、重要な財産に対する 差押命令の送達等の事由が発生し た場合。</p>
<p>(4) (記載省略)</p>	<p>(4) (現行のとおり)</p>
<p>2. 委託者は、運用会社が次の各号のい ずれかに該当するときは本契約を解 約する。</p>	<p>2. 委託者は、運用会社が次の各号のい ずれかに該当するときは本契約を解 約する。</p>
<p>(1) <u>投資信託委託業者（投信法に規定 される。）</u>でなくなったとき。</p>	<p>(1) <u>金融商品取引法（昭和23年法律第 25号、その後の改正を含む。以下 「金融商品取引法」という。）に 定める金融商品取引業者（金融商 品取引法に定める投資運用業を行 う者であり、かつ宅地建物取引業 法第3条第1項の免許及び第50条 の2第1項の認可を受けている者 に限る。）</u>でなくなったとき。</p>
<p>(2) (記載省略)</p>	<p>(2) (現行のとおり)</p>
<p>(3) (記載省略)</p>	<p>(3) (現行のとおり)</p>
<p>第3章 報酬及び費用 (記載省略)</p>	<p>第3章 報酬及び費用 (現行のとおり)</p>
<p>第4章 表明及び保証等 (記載省略)</p>	<p>第4章 表明及び保証等 (現行のとおり)</p>

現 行 契 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 一般条項</p> <p>第19条（通知）</p> <p>1. 本契約の各条項に基づき当事者がなすべき通知、報告、指示、承認、又はその他の連絡（日常的な報告は除く。）（以下総称して「通知」という。）は、すべて書面によるものとし、かつ、下記の住所又はFAX番号宛てに（i）手交（受領書を受け取ること）、<u>（ii）ファクシミリ通信（ただし相手方による適切な受領確認が行われることを条件とする。）</u>又は（iii）書留郵便若しくは配達証明つきで郵便料金が前払された郵便のいずれかで、当該通知を受領すべきものに対してなされた場合にのみ、適式に通知されたとみなされるものとする。ただし、各当事者は、相手方に対して本条の定めに従った通知を行うことにより、住所の変更を行うことができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>委託者：（住所）  <u>東京都千代田区神田錦町三丁目5番地1</u>  <u>興和一橋ビル別館6階</u>  <u>（FAX）03-3259-0310</u></p> <p>運用会社：（住所）  <u>東京都千代田区神田錦町三丁目5番地1</u>  <u>興和一橋ビル別館6階</u>  <u>（FAX）03-3259-0310</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 一般条項</p> <p>第19条（通知）</p> <p>1. 本契約の各条項に基づき当事者がなすべき通知、報告、指示、承認、又はその他の連絡（日常的な報告は除く。）（以下総称して「通知」という。）は、すべて書面によるものとし、かつ、下記の住所宛てに（i）手交（受領書を受け取ること）又は（ii）書留郵便若しくは配達証明つきで郵便料金が前払された郵便のいずれかで、当該通知を受領すべきものに対してなされた場合にのみ、適式に通知されたとみなされるものとする。ただし、各当事者は、相手方に対して本条の定めに従った通知を行うことにより、住所の変更を行うことができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>委託者：（住所）  <u>東京都千代田区一ツ橋二丁目4番3号</u> 光  <u>文恒産ビル8階</u></p> <p>運用会社：（住所）  <u>東京都千代田区一ツ橋二丁目4番3号</u> 光  <u>文恒産ビル8階</u></p>

現 行 契 約	変 更 案
<p>2. 前項に基づく通知は、<u>手交又は郵便の場合</u>は書面が現実に相手方の住所に到達したときに、<u>ファクシミリ通信による場合には相手方により当該ファクシミリ通信の受領確認がなされたときに、それぞれ効力を生じるものとする。</u></p> <p>3. 第1項に基づく通知に対する返答が要求される場合には、当該返答の期限は、(i) 通知が到達し若しくは<u>受領確認がなされた時点</u>又は(ii) 通知が受領を拒否された時点から起算されるものとする。</p>	<p>2. 前項に基づく通知は、書面が現実に相手方の住所に到達したときに効力を生じるものとする。</p> <p>3. 第1項に基づく通知に対する返答が要求される場合には、当該返答の期限は、(i) 通知が到達した時点又は(ii) 通知が受領を拒否された時点から起算されるものとする。</p>
<p>第20条 (守秘義務)</p>	<p>第20条 (守秘義務)</p>
<p>1. (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 委託者が発行する投資証券及び投資法人債券に関連して、<u>証券取引法、投信法、その他の法令又は規則</u>に基づく開示</p> <p>(3) 委託者が発行する投資証券が<u>証券取引所に上場されているとき</u>における、<u>証券取引所の規則</u>に基づく開示</p> <p>(4) 社団法人投資信託協会の規則に基づく開示</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>(6) (記載省略)</p> <p>(7) (記載省略)</p> <p>(8) (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>1. (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 委託者が発行する投資証券及び投資法人債券 (<u>社振法に定める振替投資法人債を含む。以下同じ。</u>) に関連して、<u>金融商品取引法、投信法、その他の法令又は規則</u>に基づく開示</p> <p>(3) 委託者が発行する投資証券が<u>金融商品取引所に上場されているとき</u>における、<u>金融商品取引所の規則</u>に基づく開示</p> <p>(4) 社団法人投資信託協会<u>その他の認可金融商品取引業協会</u>の規則に基づく開示</p> <p>(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) (現行のとおり)</p> <p>(8) (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p>
<p>第21条 (内部者取引)</p>	<p>第21条 (内部者取引)</p>
<p>1. (記載省略)</p>	<p>1. (現行のとおり)</p>

現 行 契 約	変 更 案
<p>2. 前項に規定する禁止行為とは、役員等が委託業務の遂行に関して、委託者の運営、業務、財産又は投資口に関する重要な事実（株式会社東京証券取引所の定める<u>不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第7条第1項第3号及び同条第2項</u>に定める委託者又は運用会社に関する事実を含むがこれらに限られない。）であって、委託者に対する投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実（以下「重要事実」という。）を知った場合、当該重要事実の公表がなされる以前に、何人の名義又は計算を問わず、委託者の投資口にかかる売買その他の有償の譲渡し又は譲受けを行うことをいう。</p> <p>第22条（利益相反対策ルール）</p> <p>1. 運用会社は、<u>投信法第34条の3第2項に定める利害関係人等（投信法第15条第2項第1号に定める利害関係人等をいう。）</u>（以下「利害関係人等」という。）との取引制限、<u>投信法第34条の6第2項に定める利害関係人等その他の者との取引に際しての書面交付義務その他の投信法に定める利益相反防止規定を遵守するものとし、かつ、これに加えて、利害関係人等又はこれに類する者との間の利益相反が生じるおそれのある一定の取引（以下「利益相反取引」という。）</u>について、別途利益相反対策ルールを定める。</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>2. 前項に規定する禁止行為とは、役員等が委託業務の遂行に関して、委託者の運営、業務、財産又は投資口に関する重要な事実（株式会社東京証券取引所の定める<u>有価証券上場規程第1213条第2項第1号及び同条第3項</u>に定める委託者又は運用会社に関する事実を含むがこれらに限られない。）であって、委託者に対する投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実（以下「重要事実」という。）を知った場合、当該重要事実の公表がなされる以前に、何人の名義又は計算を問わず、委託者の投資口にかかる売買その他の有償の譲渡し又は譲受けを行うことをいう。</p> <p>第22条（利益相反対策ルール）</p> <p>1. 運用会社は、<u>金融商品取引法第44条の2及び第44条の3第1項に定める禁止行為等、投信法第203条第2項に定める利害関係人等（投信法第201条第1項に定める利害関係人等をいう。以下「利害関係人等」という。）</u>その他の者との取引に際しての書面交付義務その他の<u>金融商品取引法及び投信法に定める利益相反防止規定を遵守するものとし、かつ、これに加えて、利害関係人等又はこれに類する者との間の利益相反が生じるおそれのある一定の取引（以下「利益相反取引」という。）</u>について、別途利益相反対策ルールを定める。</p> <p>2. (現行のとおり)</p>



現 行 契 約	変 更 案
<p>別紙1  規約第6章 資産運用の対象及び方針  規約第29条 (資産運用の基本方針)  本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して、主として不動産等(第31条第2項に定める資産をいう。以下同じ。)及び不動産対応証券(第31条第3項に定める資産をいう。以下同じ。)等の特定資産に投資を行うことを通じてその資産の運用を行う。</p> <p>規約第30条 (投資態度)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本投資法人は、物流施設の用途に供されている不動産又はこれを裏付けとする不動産対応証券等の特定資産(以下、これらを併せて「不動産関連資産」という。)を主な投資対象とする。</li> <li>2. (記載省略)</li> <li>3. (記載省略) (新設)</li> <li>4. (記載省略)</li> <li>5. <u>本投資法人は、その有する資産の総額のうち</u>に占める不動産の価額の割合として財務省令で定める割合が<u>100分の75以上となるようにその資産を運用するものとする。</u></li> </ol>	<p>別紙1  規約第6章 資産運用の対象及び方針  規約第30条 (資産運用の基本方針)  本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して、主として不動産等(第32条第2項に定める資産をいう。以下同じ。)及び不動産対応証券(第32条第3項に定める資産をいう。以下同じ。)等の特定資産に投資を行うことを通じてその資産の運用を行う。</p> <p>規約第31条 (投資態度)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本投資法人は、<u>主として物流施設(物流関連インフラの用途に供される不動産を含む。)</u>の用途に供されている不動産又はこれを裏付けとする不動産対応証券等の特定資産(以下、これらを併せて「不動産関連資産」という。)を主な投資対象とする。</li> <li>2. (現行のとおり)</li> <li>3. (現行のとおり)</li> <li>4. <u>本投資法人は、賃貸マーケットにおいて立地優位性があり建物・設備更新により競争力向上が見込まれる場合、又は経年劣化に伴い維持管理コスト負担が経済合理性に見合わない</u>と判断される場合は、<u>必要に応じて建替えを行うものとする。</u></li> <li>5. (現行のとおり) (削除)</li> </ol>

現 行 契 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>6. 本投資法人の運用にあたっては、第31条第2項各号に掲げる資産のうち不動産及び不動産を信託する信託の受益権への投資を基本とするが、投資環境、資産規模等によっては、不動産及び不動産を信託する信託の受益権以外の不動産等及び不動産対応証券への投資を行う。</p> <p>規約第31条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) 不動産、<u>土地</u>の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含むが、<u>有価証券に該当するものを除く。</u>）</p> <p>(5) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価証券に該当するものを除く。</u>）</p>	<p>6. <u>本投資法人は、その有する資産の総額のうち占める租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含む。）第22条の19に規定する不動産等の価額の割合が100分の70以上となるようにその資産を運用するものとする。</u></p> <p>7. 本投資法人の運用にあたっては、第32条第2項各号に掲げる資産のうち不動産及び不動産を信託する信託の受益権への投資を基本とするが、投資環境、資産規模等によっては、不動産及び不動産を信託する信託の受益権以外の不動産等及び不動産対応証券への投資を行う。</p> <p>規約第32条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 不動産、<u>不動産</u>の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含む。）</p> <p>(5) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p>

現 行 契 約	変 更 案
<p>(6) 当事者の一方が相手方の行う<u>不動産又は不動産の賃借権及び地上権のみの資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</u></p> <p>(7) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価証券に該当するものを除く。</u>）</p> <p>3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 受益証券（投信法第2条第12項に定める受益証券をいう。）</p> <p>(3) 投資証券（投信法第2条第22項に定める投資証券をいう。）</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略) (新設)</p>	<p>(6) 当事者の一方が相手方の行う<u>前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</u></p> <p>(7) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 受益証券（投信法第2条第7項に定める受益証券をいう。）</p> <p>(3) 投資証券（投信法第2条第15項に定める投資証券をいう。）</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) <u>社債券</u></p>

現 行 契 約	変 更 案
<p>(5) 特別の法律により法人の発行する債券（<u>証券取引法第2条第1項第3号</u>で定めるものをいう。）</p> <p>(6) (記載省略)</p> <p>(7) (記載省略)</p> <p>(8) 資産流動化法に規定する特定社債券（<u>証券取引法第2条第1項第3号の2</u>で定めるものをいう。）</p> <p>(9) 貸付債権信託の受益権（<u>証券取引法第2条第2項第1号</u>で定めるものをいう。）</p> <p>(10) 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。以下「<u>投信法施行令</u>」という。）第3条第<u>11号</u>に定めるもの（ただし、預金及びコール・ローンを除く。）をいう。）</p> <p>(11) 信託財産を本項第1号乃至第<u>10号</u>に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価証券に該当するものを除く。</u>）</p> <p>(12) <u>金融先物取引等に係る権利</u>（<u>投信法施行令第3条第13号</u>で定めるものをいう。）</p> <p>(13) <u>金融デリバティブ取引に係る権利</u>（<u>投信法施行令第3条第14号</u>に定めるものをいう。）</p> <p>5. 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1) (記載省略)</p>	<p>(6) 特別の法律により法人の発行する債券（<u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下「<u>金融商品取引法</u>」</u>という。）第2条第1項第3号で定めるものをいう。）</p> <p>(7) (現行のとおり)</p> <p>(8) (現行のとおり)</p> <p>(9) 資産流動化法に規定する特定社債券（<u>金融商品取引法第2条第1項第4号</u>で定めるものをいう。）</p> <p>(10) 貸付信託の受益証券（<u>金融商品取引法第2条第1項第12号</u>で定めるものをいう。）</p> <p>(11) 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。以下「<u>投信法施行令</u>」という。）第3条第<u>7号</u>に定めるもの（ただし、預金及びコール・ローンを除く。）をいう。）</p> <p>(12) 信託財産を本項第1号乃至第<u>11号</u>に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (削除)</p> <p>(13) デリバティブ取引に係る権利（<u>投信法施行令第3条第2号</u>に定めるものをいう。）</p> <p>5. 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p>

現 行 契 約	変 更 案
<p>(2) <u>温泉法（昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。）第2条第1項に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</u></p> <p>(3) <u>信託財産を前各号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>規約第<u>32</u>条（投資制限）</p> <p>1. 本投資法人は、前条第4項に掲げる有価証券及び金銭債権への投資を、安全性及び換金性を重視して行うものとし、積極的な運用益の取得のみを目指した投資を行わないものとする。</p> <p>2. 本投資法人は、前条第4項第<u>12</u>号及び第<u>13</u>号に掲げる<u>金融先物取引等及び金融デリバティブ取引に係る権利</u>への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(2) 信託財産を前号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(3) <u>地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含む。）に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</u></p> <p><u>6. 金融商品取引法第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、本条第2項から第5項を適用するものとする。</u></p> <p>規約第<u>33</u>条（投資制限）</p> <p>1. 本投資法人は、前条第4項第<u>3</u>号乃至第<u>10</u>号に掲げる有価証券及び金銭債権への投資を、安全性及び換金性を重視して行うものとし、積極的な運用益の取得のみを目指した投資を行わないものとする。</p> <p>2. 本投資法人は、前条第4項第<u>13</u>号に掲げるデリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p>

現 行 契 約	変 更 案
<p>規約第<u>33</u>条（収入金等の再投資） （記載省略）</p> <p>規約第<u>34</u>条（組入資産の貸付）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本投資法人は、特定資産である不動産について、運用を図ることを目的とし第三者との間で賃貸借契約を締結し貸付を行うことを原則とし、特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については当該信託の受託者に第三者との間で賃貸借契約を締結させ貸付を行<u>わせる</u>ことを原則とする。</li> <li>2. 本投資法人は、不動産の賃貸に際し、敷金又は保証金等これらに類する金銭を収受することがあり、かかる収受した金銭を第<u>29</u>条及び第<u>30</u>条に従い運用する。</li> <li>3. （記載省略）</li> </ol> <p>別紙2 運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>本投資法人が保有する資産の運用を委託する運用会社に支払う報酬の金額、計算方法及び支払日は、<u>それぞれ以下のとおりとする。</u></p>	<p>規約第<u>34</u>条（収入金等の再投資） （現行のとおり）</p> <p>規約第<u>35</u>条（組入資産の貸付け）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本投資法人は、特定資産である不動産について、運用を図ることを目的とし第三者との間で賃貸借契約を締結し貸<u>付け</u>を行うことを原則とし、特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については当該信託の受託者に第三者との間で賃貸借契約を締結させ貸<u>付け</u>を行<u>う</u>ことを原則とする。</li> <li>2. 本投資法人は、不動産の賃貸に際し、敷金又は保証金等これらに類する金銭を収受することがあり、かかる収受した金銭を第<u>30</u>条及び第<u>31</u>条に従い運用する。</li> <li>3. （現行のとおり）</li> </ol> <p>別紙2 運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>本投資法人が保有する資産の運用を委託する運用会社（以下「<u>運用会社</u>」という。）に支払う報酬の金額、計算方法及び支払日はそれぞれ以下のとおりとする。</p> <p><u>なお、本投資法人は、上記報酬の金額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を運用会社宛て支払うものとする。</u></p>

現 行 契 約	変 更 案
<p>(1) 運用報酬 I</p> <p>本投資法人の直前の決算日の翌日から3か月目の末日までの期間（以下「計算期間 I」という。）及び計算期間 I の末日の翌日から決算日までの期間（以下「計算期間 II」という。）毎に、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に年率0.5%を乗じた額（1年365日として当該計算期間の実日数による日割計算）を上限とする。</p> <p>「計算期間 I」における総資産額 本投資法人の直前の営業期間の決算日付の貸借対照表（投信法第131条第1項の承認を受けたものに限る。以下「貸借対照表」という。）に記載された総資産額。</p> <p>「計算期間 II」における総資産額 「計算期間 I」における総資産額に、計算期間 I の期間中に本投資法人が本投資法人に属する資産（以下「運用資産」という。）を取得又は処分した場合には、取得した資産の取得価額の合計と処分した運用資産の直近の貸借対照表価額の合計の差額を加減した額。</p> <p>「計算期間 I」に対する報酬額と「計算期間 II」に対する報酬額の合計を決算日より2か月以内に支払うものとする。</p>	<p>(1) 運用報酬 I</p> <p>本投資法人の直前の決算期の翌日から3か月目の末日までの期間（以下「計算期間 I」という。）及び計算期間 I の末日の翌日から決算期までの期間（以下「計算期間 II」という。）毎に、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に年率0.5%を乗じた額（1年365日として当該計算期間の実日数による日割計算）を上限とする。</p> <p>「計算期間 I」における総資産額 本投資法人の直前の営業期間の決算期付の貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下「貸借対照表」という。）に記載された総資産額。</p> <p>「計算期間 II」における総資産額 「計算期間 I」における総資産額に、計算期間 I の期間中に本投資法人が運用資産を取得又は処分した場合には、取得した運用資産の取得価額の合計と処分した運用資産の直近の貸借対照表価額の合計の差額を加減した額。</p> <p>「計算期間 I」に対する報酬額を計算期間 I の末日より2か月以内に、 「計算期間 II」に対する報酬額を決算期より2か月以内にそれぞれ支払うものとする。</p>

現 行 契 約	変 更 案
<p><u>上記にかかわらず、本投資法人の設立当初の第1期の営業期間に係る運用報酬Ⅰについては、以下に定める方法及び時期にて支払うものとする。</u></p> <p><u>第1期の決算日において本投資法人が所有する運用資産について、各資産に係る取得価額に年率0.5%を上限とする率を乗じた金額に、本投資法人が運用資産を取得した日から当該決算日までの経過日数を乗じ365日で除して得られる金額（1円未満切捨て）の合計額を当該決算日より2か月以内に支払うものとする。</u></p> <p>(2) 運用報酬Ⅱ 本投資法人の決算日毎に算定される当該営業期間における本投資法人の不動産賃貸事業収益の合計から不動産賃貸事業費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）の合計を控除した金額の5%に相当する金額を上限とする。 当該報酬は、各決算日より3か月以内に支払うものとする。</p> <p>(3) 取得報酬 本投資法人が投資法人規約第6章の「資産運用の対象及び方針」に定める不動産等の特定資産を取得した場合において、その取得価額の0.7%に相当する金額を当該特定資産の引渡し後1か月以内に支払うものとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(2) 運用報酬Ⅱ 本投資法人の決算期毎に算定される当該営業期間における本投資法人の不動産賃貸事業収益の合計から不動産賃貸事業費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）の合計を控除した金額の5%に相当する金額を上限とする。 当該報酬は、各決算期より3か月以内に支払うものとする。</p> <p>(3) 取得報酬 本投資法人が投資法人規約第6章の「資産運用の対象及び方針」に定める不動産等の特定資産を取得した場合において、その取得価額の0.7%に相当する金額を当該特定資産の引渡し後1か月以内に支払うものとする。<u>ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、前記の金額を上限とする範囲内で決定した金額とすることができる。</u></p>



現 行 契 約	変 更 案
<p>(4) 譲渡報酬 本投資法人が不動産等の特定資産を譲渡した場合において、その譲渡価額の0.5%に相当する金額を当該特定資産の引渡し後1か月以内に支払うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(4) 譲渡報酬 本投資法人が不動産等の特定資産を譲渡した場合において、その譲渡価額の0.5%に相当する金額を当該特定資産の引渡し後1か月以内に支払うものとする。<u>ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、前記の金額を上限とする範囲内で決定した金額とすることができる。</u></p> <p>(5) 建替報酬 <u>本投資法人が不動産等の特定資産を建て替えた場合において、その建替えに係る工事価額の0.7%に相当する金額を当該建替工事により完成した特定資産の引渡し後1か月以内に支払うものとする。ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、前記の金額を上限とする範囲内で決定した金額とすることができる。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

### 第3号議案 執行役員1名選任の件

執行役員榮坂 均から、本投資主総会の終結の時をもって本投資法人の執行役員を辞任したい旨の申し出があったため、後任の執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成21年9月14日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

また、本議案においての執行役員の任期は、本投資法人の規約第19条の定めにより、平成21年10月21日から起算して2年間とします。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴
藤田 礼次 (昭和36年5月28日)	昭和59年4月 三井物産株式会社入社 国内開発建設部 昭和61年10月 物産不動産株式会社 平成元年6月 三井物産株式会社 開発プロジェクト部 平成10年8月 同 関西支社 資産流動化推進部 平成14年8月 同 本店都市開発事業部 海外事業室 平成16年3月 MBK Real Estate LLC SVP 平成20年9月 三井物産株式会社 コンシューマーサービス事業第二本部 都市開発事業第二部 次長 平成20年10月 物産不動産株式会社 事業開発部長 平成21年7月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 平成21年10月 同 代表取締役社長CEO (現在に至る)

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の代表取締役社長CEOであります。なお、本投資主総会終了後遅滞なく、金融庁長官に対し、金融商品取引業者の取締役についての金融商品取引法第31条の4に基づく兼職の届出を行う予定です。

#### 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

補欠執行役員選任に関する本議案は、平成21年9月14日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴
辻 博 正 (昭和36年8月31日)	昭和60年4月 三井物産株式会社入社 輸入・国内運輸部
	昭和63年10月 同 プラント・プロジェクト運輸部
	平成3年10月 英国三井物産株式会社 運輸部
	平成4年10月 三井物産株式会社 運輸第二部
	平成7年5月 同 関西支社 運輸部
	平成12年2月 同 運輸第三部
	平成12年3月 大九国際流通有限公司(在大連) 副総経理
	平成14年8月 三井物産株式会社 北京事務所 業務人事部物流担当
	平成16年4月 三井物産(上海)貿易有限公司 物流部長
	平成17年4月 上海三网国際貨運有限公司(トライネット・チャイナ) 董事・総経理 兼 三井物産(上海)貿易有限公司 副総経理・物流部長
	平成19年8月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社
	平成19年9月 同 取締役投資運用部長
	平成21年5月 同 取締役CIO 兼 投資運用部長(現在に至る)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 監督役員3名選任の件

監督役員東 哲也の任期は、平成21年10月23日までとなっていますが、新執行役員及び新監督役員と任期満了日が異なることとなるので、これを統一するため、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任し、あらためて監督役員として選任をお願いするものであります。

また、監督役員永沢 徹より本投資主総会終結の時をもって本投資法人の監督役員を辞任したい旨の申し出があったため、後任の監督役員1名の選任をお願いするものであります。

加えて、今後の経営環境の変化への迅速な対応及び運用会社に対するけん制機能を一層強化するため、本投資法人の監督役員の員数を増員することとし、上記に加え新たに監督役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案においての監督役員の任期は、本投資法人規約第19条の定めにより、平成21年10月21日から起算して2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 歴
1	東 哲 也 (昭和32年2月10日)	昭和59年10月 昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 昭和63年3月 公認会計士登録 昭和63年8月 税理士登録 昭和63年12月 東公認会計士事務所開設（現在に至る） 平成17年2月 本投資法人 監督役員（現在に至る）
2	清 起一郎 (昭和29年10月20日)	昭和61年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 昭和61年4月 岡部綜合法律事務所 平成元年4月 沖信・石原法律事務所 平成3年4月 沖信・石原・清法律事務所（事務所名変更） 平成15年6月 スプリング法律事務所（事務所名変更）同事務所パートナー弁護士（現在に至る） 平成18年10月 アルファリート投資法人監督役員 平成20年6月 株式会社メガロス監査役（現在に至る）
3	須 藤 鷹千代 (昭和18年11月15日)	昭和43年11月 日本土地建物株式会社 入社 鑑定部 昭和54年3月 同 退社 昭和54年5月 株式会社第一鑑定法人 代表取締役社長 昭和56年2月 第一恒産株式会社 代表取締役社長（現在に至る） 平成12年6月 株式会社鑑定法人エイ・スクエア 代表取締役社長 平成21年5月 同 会長（現在に至る）

- ・ 上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

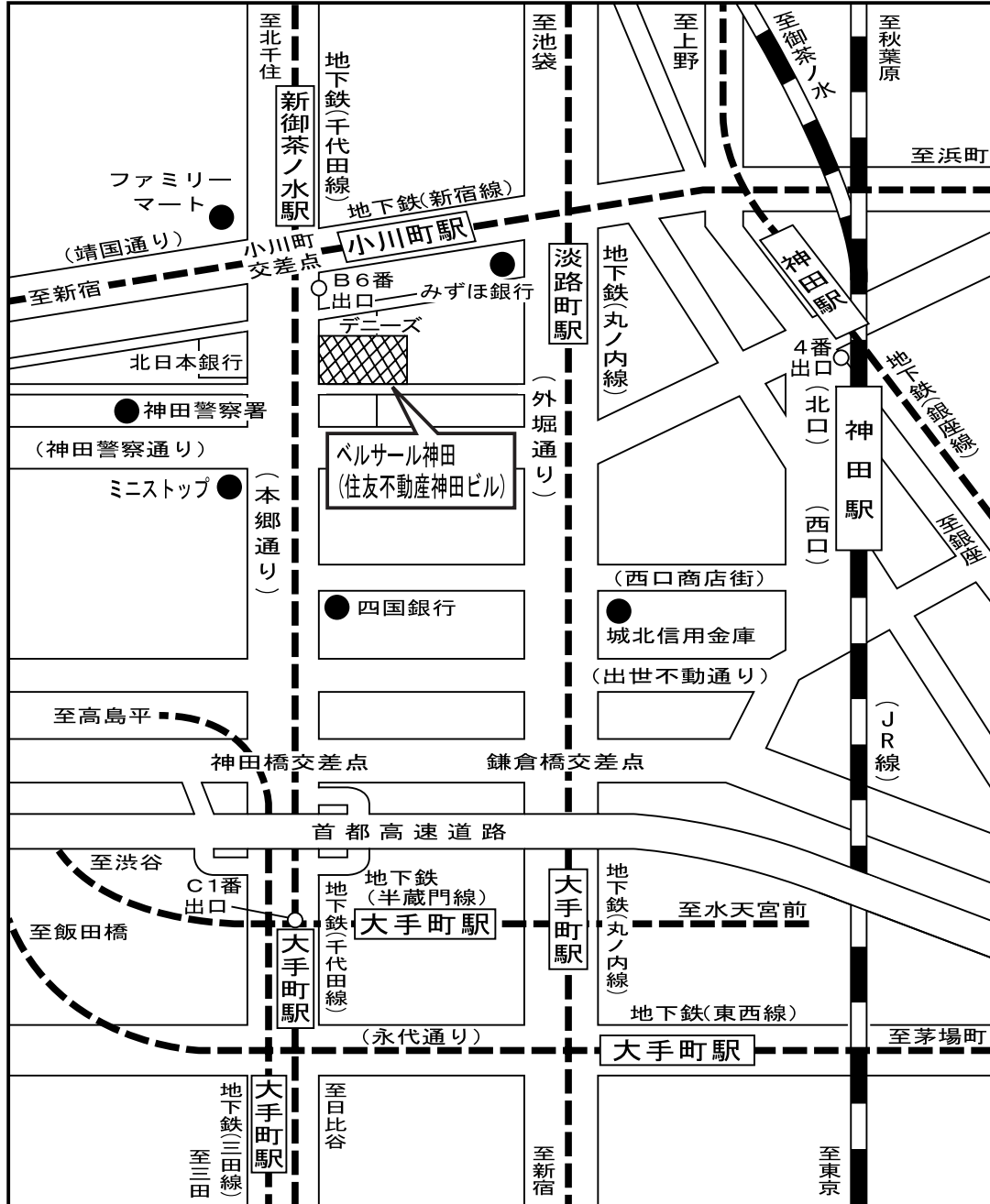
#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の現行規約第15条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

## 投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区神田美土代町7番地  
 ベルサール神田 ROOM1 (住友不動産神田ビル3階)  
 お問い合わせ先 03-3238-7171  
 (三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社)



### 【交通】

- JR線「神田駅」 北口出口 徒歩6分
- 銀座線「神田駅」 4番出口 徒歩6分
- 千代田線「新御茶ノ水駅」 B6番出口 徒歩2分
- 新宿線「小川町駅」 B6番出口 徒歩2分
- 丸ノ内線「淡路町駅」 B6番出口 徒歩2分
- 丸ノ内線・半蔵門線・東西線・三田線・千代田線「大手町駅」 C1番出口 徒歩8分
- 駐車場のご用意はいたしていませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。